

おける切りかえ事務については、現在までのところ、特別な混乱もなく御協力をお願いいたします。円滑に行われております。今後とも引き続き対象者の方々に御協力をいただくよう努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

国勢調査それから外人登録事務については、それぞれ部長より答弁をいたさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○市民部長（古谷正夫君）

自席からお許しただきまして、六月、八月期の離着陸数についてお答え申し上げます。

六月でございますが、飛行総数、今年度でございますが千百七十三回、前年千三百六十八回、百九十五回の減でございます。一日平均飛行回数三十九・一回、前年四十五・六回、六・五回の減でございます。

昼間でございますが、午前七時から十九時でございますが、九百四十七回、前年は千八十九回、百四十二回の減でございます。一日平均三十一・六回、前年が三十六・三回、四・七回の減でございます。

夕刻でございます十九時から二十二時百七十二回、前年が二百二十四回、

五十二回の減でございます。一日平均いたしまして五・七回、前年が七・五回、一・八回の減でございます。

夜間でございますけれども、二十二時から午前七時まで、この年五十四回、前年が五十五回、一回の減でございます。一日平均いたしますと一・八回、前年一・八回でございます。

最高飛行日及び機数でございますが、六月の十四日百七回でございます。前年は六月の一日の百一回、六回の増でございます。

騒音の最高日及びホーンでございますが、六月の二日でございます。二五ホーン、昨年は六月の一日二八ホーン、三ホーンの減でございます。

次に、七月でございますけれども、飛行総数千三百九十一回、前年は千三百四十八回で四十三回の増となっております。一日平均飛行回数といましては四十四・八回、前年が四十三・五回で、一・三回の増でございます。

昼間でございます。午前七時から十九時まででございますが、千百十四回、前年が千二十三回、九十一回の増でございます。一日平均三十五・九回、前年が三十三・二回、二・九回の増でございます。

夕刻十九時から二十二時でございす。前年が二百九回、前年が二百五十一回、四十
二回の減でございす。一日平均六・七回、前年が八・一回、一・四回の減でござ
いす。

夜間でございす。二十二時から午前七時まで六十八回、前年が七十四
回、六回の減でございす。一日平均二・二回、前年は二・四回、〇・二回の減で
ございす。

最高飛行日及び機数でございす。七月の三日が八十九回でござい
す。前年は七月の二十日でございす。八十回、九回の増でございす。

騒音最高日及びホーンでございす。七月の十九日一八ホーンでございす。
昨年は七月の二十六日一五ホーン、三ホーンの増でございす。

次に、八月でございす。飛行総数が千二百九十三回、前年は千四百四十
三回で百五十回の減でございす。一日平均飛行回数といたしましては四十二・七
回、前年が四十六・五回、四・八回の減でございす。

昼間午前七時から十九時まででございす。ところが千二十六回、前
年が千二百二回、百七十六回の減でございす。一日平均三十三・一回、前年

は三十八・八回、五・七回の減でございす。

夕刻十九時から二十二時でございす。けれども、二百十五回、前年が百五十三
回、六十二回の増でございす。一日平均六・九回、前年は四・九回というふ
うなことで、二回の増でございす。

次に、夜間でございす。けれども、二十二時から午前七時まででございす。
か五十二回、前年が八十八回と、三十六回の減でございす。一日平均一・七回
でございす。前年は二・八回で一・一回の減でございす。

最高飛行日及び機数でございす。八月の九日百回でございす。前
年が八月の十七日百八回で、八回の減でございす。

騒音の最高日及びホーンでございす。八月の六日一九ホーン、昨年は
八月の二十一日二〇ホーン、一ホーンの減でございす。以上でございす。

次に、国勢調査の方法とフライバシーの保護についてでございす。

調査方法といたしましては、今回の調査は、前回一五十五年でございま
すけれども、の大規模と比較いたしまして簡易の調査でございす。調査
項目といたしまして、前回五十五年でございすけれども、二十二項目あった

わけでございますが、今回十七項目となりました。五項目減っております。

調査方法でございますけれども、調査員によります調査でございます。五十五年の調査とは同じでございます。若干変わった点がございますが、先ほども議員さんからの説明がありましたとおりでございますが、調査封筒の変わったというふうなことがあります。期間の変更があったのが第一点でございます。期間といたしましては九月の二十四日から前回は十月の十五日でございますが、今回は九月の二十四日から十月の七日までというふうな形で一週間ほど減っております。

それから、国勢調査説明書があるわけでございますが、前回は封筒で用意したわけでございますけれども、国の予算の関係で今回は、この調査用紙の説明書を密封封筒として使用していただくというふうな風に変わっております。ですから説明お願い用紙がございすのを封筒のかわりに使用していただくというふうなことが変わったわけでございます。

それから、調査員の関係でございますけれども、夜間等どうしても訪問しなければならぬというふうなことで、それから危険な場所にどうしても

行かなければならぬというふうなこともございますので、それらについては共同で調査しようとか、それから配布、回収をできるというふうな点が、この三点が前回より変わったわけでございます。

次に、プライバシーの保護でございますけれども、調査員の選任でございますけれども、これは前回と同様でございます。お願い申し上げたわけでございます。町会及び自治会から御推薦をいただきました。さらに、市に登録調査員があるわけでございますけれども、その方に登録調査員としてもお願いしたわけでございます。その条件といたしましては、比較的地域の地理の状況に明るいというふうなことで、それから大勢の調査員を確保する必要があるというふうな点を考慮いたしまして、前回と同様町会及び自治会等をお願い申し上げたわけでございます。その三百何名の調査員をお願いするわけでございますけれども、その中で説明会、現在やっているわけでございますが、この説明会におきまして、守秘義務について強くお願い申し上げます。その内容と申し上げますのは、当然統計法上によります守秘義務が課せられているというふうなことを理解し

ていただきたいというところでございます。これについても、説明書にも書いてございますが、守秘義務を守ってほしいというふうなことで、それから、開封を好まない方、要するに密封されました方については、絶対調査員の方は開封をしないということをお願い申し上げます。

それから、調査票につきましては、秘密の保持というふうなことでございまして、家族等の人目にもつかないようにというふうなことを十分配慮していただきたいというふうなことについて、説明会でよく申し上げております。て、プライバシーの保護をしたいというふうなことで御説明申し上げます。

ただいまのようなことで、調査員について説明会で担当者から強くお願いをしておるわけでございます。

外人登録の関係でございますが、指紋押捺の関係でございますが、八月三十日現在、百四十名の方が押捺を済ませていただいております。今後、切りかえ予定者といましては百六十二名ほどおります。それで、現在までの指紋押捺をしたくないという意向の表明された方につきましては、二人でございます。その中で、一人の方につきましては、説得を申し上げますところ。

翌々日において押捺していただきましたわけでございまして、御協力をしていただいたわけでございます。もう一人の方につきましては、現在説得、御協力をお願い申し上げます。おる段階でございます。さらに強く要請を申し上げます。協力していただくような考えでおるわけでございます。

それから、窓口事務でございますけれども、先ほど市長からも答弁がございましたが、前回の六月の議会並びに三月の議会でも御答弁申し上げます。おるわけでございすけれども、不押捺の意向を表明された方につきましては、別室、応接等の形で御説明申し上げます。御理解をいただけるようお願い申し上げます。

なお、これにつきましては、係長、管理職等では対応させていただきます。

それから、警察の照会、閲覧等につきましては、捜査関係事項照会書によりまして閲覧するというふうな文書によって閲覧していただいております。

以上でございます。

○十二番（遠藤洋一君） 自席から続いて質問をしていきたいと思ひます。

一番最初に、横田基地のことなんですけれども、確かにこちらの方で調査をして、F15の大量飛来とか、あるいはK135が十機来たというのは、今まで記録なんです。そんなにたくさんこの基地に来たことか、ないものですか、見ている方でも大変驚きましたし、それから同時に、E3Aが三機というのも、一九八三年のフリーテックス83のときに十七日間常駐をしたとき以来のことだったんです。余計な話かもしれませんが、飛行機マニアが大変に群がりまして、久しぶりに珍しい飛行機が来たということであつたので驚ろいたんです。いずれにしても台風避難、これはF15が台風九号では来なければ、九号、十号でF15が来て、十二号では今度はK135とE3Aが来た。じゃ九号のときにはどへ行ったのかなと思ひますけれども、いずれにしても随分恣意的なわけですね。そのF15をよこしたり、それからK135をよこしたりということ、現実にはどういうことで横田基地にそれらのものをよこすかということ、アメリカ軍の都合ですから、そう言うところが聞いてもしようがないんですけれども、しかし、来て迷惑をする方

はどちらでも同じなんです。特にK135は、先ほどの市長の話では、司令官との話でタッチアンドゴーその他の演習はしないというふうに強く申し入れてゐるんだというふうにおっしゃいましたけれども、現実には、二十八日から三十日の間に、夜九時に至るもタッチアンドゴーの演習をやっているわけですね。それは先ほどの原議員さんの質問にも非常に符合するわけですから、雨が降っている中でも続けていたわけです。

こういうことについては、滑走路の下にいる人しかわからないとは言えるかもしれませんが、まづ全体の問題としてちゃんと知っておく必要があるというふうに思ふんです。市長さん、そもそもつまり先ほどの答弁では、タッチアンドゴーその他の訓練はしないというふうに要請をしておるというふうに言ひましたけれども、現実に行われたことについては、御存じかどうかということをおまづ伺いたいです。やっているわけなんです。だからこれは非常に重要な問題だと思ふんです。もちろん軍の飛行機ですから、常に訓練をしているという精度や練度が落ちるでしょう。練度や精度が落ちれば、哀れ墜落ということになるでしょうから、演習を続けるんでしょうけれども、それにしても、△△

風避難で来たならば、演習などしないというような話について、これは約束をしているのか、それともこちらから申し入れただけなのかということも今改めて知りたいというふうに思っています。

前回の昭和五十六年の八月に来たときも、F15は編隊で飛行をしまして、ものすごくうるさかったんです。その記憶があるわけですから、そのときぐらいからこのような台風避難に関して、という話になったと思うんですけれども、現実にはそのタッチアンドゴーをやったことについては、どういうふうに理解をしていらっしゃるのか。あるいはそれについてはどう話し合っているのかということをお伺いしておきたいと思うんです。

それからもう一つは、さっきも、多分答弁漏れたと思いますけれども、こういうふうに伺いました。市内の上空旋回飛行に関しては、今までの御答弁によれば、人口密集地は飛ばないというような形で約束をしているというふうに聞いていたんですが、先ほどの答弁では、時と場合と機種によっては、あるいは訓練内容によっては、市内上空も飛ぶということがやぶさかではないように聞こえたんですけれども、そうではないのではないかと、いうふうに思っています。

そこら辺は、その合同委員会その他の話や、あるいは司令官との話は、一体ではどうなっているのかということを知りたいんです。あるときは、つまり市内の上空を飛ばずに人口密集地以外を飛ぶとお聞きになり、あるときは時と場合によっては飛ぶんだということになってしまっているのか。そういうふうに納得なさっているのかということをお伺いしたいと思います。

どうしても市内上空の飛行というのは危険であるということは、再三指摘されたりしているわけですので、ましてや訓練飛行、御承知のとおり、五分間で横田基地の周辺を回るコースと、十五分間で回るコースと、三十分で回るコースの三つのコースがあるというのは、軍事評論家とかいう人たちから聞きますと、だれでも教えてくれるような話でありまして、それもちょうど言いますと、日の出の方を回る、つまり入間の方ではない方を回るコースで、慣熟飛行という、つまり自分の位置が常にどこであるかということを、飛行機のパイロットが考えるような慣熟の飛行の演習をやっているわけです。それで、その五分のコースも十五分のコースも三十分のコースも、一応市街地から外れた所を飛ぶのが、地図の上ではなっているわけですが、最近の例

からいますと、例えばC21というT39に変わったリアジェットというジェット機の練習機や、それからC12というプロペラ双発の練習機ですけれどもーとか、あるいは日航機が山におちてからもあるんです。つまり、あそこに行くヘリコプターは全部ここから出るものですから、アメリカ軍関係が、それで飛んで行くのかなと思ってるんですけれども、ヘリコプターによる例えば東福生のうちのあたりの上を飛ぶのもー非常に原さんの家も近いですかーふえていて、これは何かこれまでの話の中に出てこなかった話じゃないか、どうなっているんだらうという気がするものですから、そこをちゃんと伺っておきたいというふうに思っているんです。

それともう一つは、横田基地についてはそういうふうに再質問しておきたいと思うんですが、国勢調査の方につきましては、部長の方から非常に細かいお話を伺いました。ただ、市長さんの話の中で、これはどういふつもりなのかもうちょっと確認したいんですけれども、要するに都の指導監督のもとに準備をしているんだと。それからプライバシーについては、ぜひ守るようになっているんだと。指導員にいろいろなことをお願いして、調査票の点検

も行ってもらうんだと言っていますけれども、調査票の点検というのは、多分間違っているかと思うんですが、その場合、どういうことなのかわからないんです。せっかくのプライバシー保護のために、今回は調査票そのものの端っこを折って、セロテープでとめてもいいということになっているんです。いいということであれば、調査員は開封をしないという形になって、集計のときだけやるわけですから、調査員の点検をするということは、その中身の点検ということであるのか、であればちょっとまずいんじゃないかと思うんですけれども、そのところは、この調査票の点検というのはどういう意味なのかということをもう少し伺っておきたいと思っています。認識が少し違うのではないかとこのように思います。

今回渡ってくる調査票というのは、どんな人でも密封封筒として利用できるといふふうに、隅っこに小さくだけですけど書いてあるらしいんです。前回、五年前のときにはプライバシーの保護のことからいって、密封封筒を要求した方たちも何人かいるはずでして、これは何と申しますか、総理府統計局の方からいいますと、簡単に向こうの言い方をすると、密封封筒を使

うと精度が下がるから利用してほしくないという本音をちらちら言っているんです。それからあるいは、具体的に事務をする方から言くと、一回引張りをやらなければいけないから、なかなか面倒くさいというところが、実際のところあるわけです。しかし、なおかつできれば触れられたくない、触れられたくないというのは、別に隠すという意味ではなくて、プライバシーをちゃんと守ろうとか言えば、全体が密封封筒の必要があるだろうと思いますけれども、ことしの方式でいけば、先ほど部長の方が細かく言っていたような方法の問題や、あるいは開封しないというふうなことを守られていけば、そういう心配は全くない形で済むだろうというふうには思っていますけれども、結局のところ、前回はもうそうですけれども、密封封筒がありますよというキャンペーンは余り総理府の方からなかったんです。それから、今回も必ずしもだれもが密封できるような形になっているという理解は余りないわけで、そのところについてきちんと調査員の方がそのことを対象者、つまり一人ひとりの市民の皆さんにお配りするとき、その旨をどんな片隅に書いていることでもきちんとして示すというふうなことについて、指導なさるようなつもりがあるかどうか

かということをお伺いしておきたいと思っております。

それで、国の方の報告を見ますと、前回の八〇年、つまり昭和五十五年の国勢調査のときには、一体だれが密封封筒を使ったかということについての報告が出て、それはそれでまた別のデータになっているというんですね。それは総理府の方としては、そういう気持ちになるでしょうけれども、今回についてはだれもが密封できるわけですから、そのところについてはどういう形でキャンペーンなりあるいはお知らせするかということをお伺いしたい。市長さんの方には、さっきの多分間違いだと思えますけれども、調査票の点検というのは、きつと調査票を配ったかどうかという点検であって、中身の点検——どこに書き入れたかということの点検ではないと思うんですけれども、そのところをちょっと大事なことでですから伺っておきたいというふうに思っています。

それから、指紋のことなんですけれども、四六〇が切りかえ完了している。そうしますと、窓口について混乱はないということで、この法律改正の問題です。つまり全国市長会が言っているように、この法律はぜひ改正した方

がいいという外人登録法の問題というような法の精神とか、法を変えようとかという問題から全く切り離して、一自治体が国の委任事務としてやることの中身の問題で、事務の窓口だということを書いてあるわけですから、そこについては混乱は特にはないというふうに、それはそれなりに納得したいと思えますけれども、そうしますと、一人の方は、今のところ押捺をしないというふうに表明をしていらっしゃる形になって、形としてはどういう形になっているんですか。留保という形になっているかということを書いておきたいのと、それから、留保の形の場合に、形態がいろいろあって指導がいろいろありますけれども、いずれにしても、指定書の発行ということか次に問題になってくると思うんです。指定書というのは、次にどこでまた出頭しなさいというふうな形を書き込む形になっているというふうに思いますけれども、実際に、登録の改正をしていないわけですから、僕の解釈では、その間を埋めるものだろうという理解をしているんですけれども、指定書の発行というのはどういうふうになさっているのか。

それから、そもそも指定書の発行ということに関しては、指導がどのような

になっているか——さっき市長の方からは、こういうことなんです。市長会で通達等で再確認、それは新聞に書いてあるんですけれども、各々市長村の対応が違っていることは御存じだと思えます。それで市町村の窓口の課長さんレベルでの集まりというのが、既に三回ぐらい行われていると思うんです。しかし、残念ながら二十六市で足並みがそろっていないというふうに思えます。聞いている限りそうなんですけれども、当市においては、その指定書の扱いをどのように考えているというふうに理解をすればいいかということを書いておきたいというふうに思うんです。

それによって、この事務の問題だけですけれども、事務でどうするかということについて僕ももう少し考えてみたいと思うんですけれども、一人の方についてどうなっているのかという、まだ現実には、こととしてまた百六十人ぐらいの方が残っているということですから、そこところはどうか。それぞれ外国人の団体においては、例えばその西多摩の方から言えば、その居留民団の三多摩の方にお目にかかりましたけれども、一家に一人は拒否をするとか、一人一回はするとかというようなお話が飛び出てきたり、現

実際にはそんなふうに進んでいないですけれども、居留民団西東京地方の方々にお目にかかりますとそういうお話もしていらっしゃるし、これからどういうふうになってくるかというのは、各市町村でもそれぞれあそこにあられる方が違ってくると思うんですけれども、指定書の問題がどうなるかというのを伺っておきたいというふうに思います。

以上が二回目の質問ですが。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきまして答弁をさせていただきます。

台風避難で基地へ飛来してくることで、司令官との話し合いをしているのかというようなことでございますけれども、今まではこの台風避難のことについては、司令官との話し合いはしておりません。今後は、いろいろなことがございまして、特にまたことしの八月は台風が多かったせいか、少し飛行機の飛来も多かったんじゃないかというふうに考えておりますけれども、いずれにいたしましても、今までは台風だからと言いなから、いろいろなことで飛来してきているように思いますので、このことにつきましては司令官と

十分に話し合ってみたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、市内上空については、少し甘く考えをしているんじゃないかというふうなお話でございすけれども、私はいつでも申し上げるんですけれども、こういう密集地には絶対にとにかく飛行コースとしても、いずれにしても飛行はしないようにということは再三申し上げているわけでございすけれども、私どもの上空を飛行させたことに非常に残念と思ひますけれども、今後もうこういったことについては、先ほども申し上げたとおり、強く要請をしていきたいと思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、安全、それから飛行の市内上空は飛ばないというところであるとか、それから台風時における嘉手納あるいはいろいろの基地から避難してくると思ふわけでございすけれども、このことについて司令官と早速会つて話をしてみたいと思つておりますので、よろしく願ひいたします。

それから、調査員の調査票の件につきましては、部長から答弁をいたさせていただきますので、お聞き取りをいたしたいと思います。